

「(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、パシフィコ・エナジー白山合同会社が、三重県津市において、最大で出力89,600kWの太陽電池発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第6次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業は、運営を終了するゴルフ場の跡地を対象事業実施区域に設定している。太陽電池発電設備の設置に当たっては、樹木の伐採及び造成面積を抑制しゴルフ場周囲の樹林を残置することに加え、既存の調整池を利用するなど開発済みの土地等を有効活用するとともに、対象事業実施区域周囲の残置森林により、周辺住居等への反射光による影響について回避又は極力低減を図るなど、環境保全についての一定の配慮が認められる。

一方で、対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、建設機械及び施設の稼働に伴う騒音の予測値は、環境保全目標として設定した基準値を満たしているものの、現況値から大きく増加することとなっている。

また、本事業では大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう

う客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 騒音について

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、建設機械及び施設の稼働に伴う騒音の予測値は、環境保全目標として設定した基準値を満たしているものの、現況値から大きく増加することとなっている。このため、以下の措置を講ずることにより、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

ア 低騒音型の建設機械の採用等の発生源対策、工事工程の調整等の環境保全措置を確実に実施すること。

イ 評価書の作成までに、パワーコンディショナ等の騒音の発生源となる設備の配置について、再検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。

### (2) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和 6 年 8 月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。